

第2群**2-9 整髪（介助の方法）**

2-9 整髪	評価軸：②介助の方法
	<ol style="list-style-type: none"> 1. 介助されていない 2. 一部介助 3. 全介助

(1) 調査項目の定義

「整髪」の介助が行われているかどうかを評価する項目である。
 ここでいう「整髪」とは、「ブラシの準備」「整髪料の準備」「髪をとかす」「ブラッシングする」等の「整髪」の一連の行為のことである。

(2) 選択肢の選択基準

「1. 介助されていない」
・「整髪」の介助が行われていない場合をいう。
「2. 一部介助」
<ul style="list-style-type: none"> ・一連の行為に部分的に介助が行われている場合をいう。 ・見守り等（確認、指示、声かけ）が行われている場合も含まれる。
「3. 全介助」
<ul style="list-style-type: none"> ・「整髪」の全ての介助が行われている場合をいう。 ・本人が行った箇所を含めて介護者がすべてやり直す場合も含む。

(3) 調査上の留意点及び特記事項の記載例

洗面所等鏡がある場所への誘導、移動は含まない。
 洗面所周辺の掃除等は含まない。

① 朝昼夜等の時間帯や体調等によって介助の方法が異なる場合

一定期間（調査日より概ね過去1週間）の状況において、より頻回に見られる状況や日頃の状況で選択する。

その場合、その日頃の状況等について、具体的な内容を「特記事項」に記載する。

② 福祉用具（補装具や介護用品等）や器具類を使用している場合

福祉用具（補装具や介護用品等）や器具類を使用している場合は、使用している状況で選択する。

◆特記事項の例◆

一般の「整髪」の道具では自力で行うことはできないが、とかしやすい整髪ブラシの自助具を使用しており、自力で介助なしで行っているため、「1.介助されていない」を選択する。

③ 調査対象の行為自体が発生しない場合

頭髪がない場合、または、短髪で整髪が必要がない場合は、入浴後に頭部をタオル等で拭く介助や、ベッド上で、頭を拭く行為などで代替して評価する。通常の整髪行為がある場合は、これらの行為を評価対象には含まない。

◆特記事項の例◆

頭髪がなく、「整髪」を全く行っていないが、寝たきり状態で、毎日頭部の汗を拭き取るなどの介助が行われていることから、類似の行為で代替して評価し、「3.全介助」を選択する。

④ 「実際の介助の方法」が不適切な場合

「介助されていない」状態や「実際に行われている介助」が、対象者にとって「不適切」とであると認定調査員が判断する場合は、その理由を特記事項に記載した上で、適切な「介助の方法」を選択し、介護認定審査会の判断を仰ぐことができる。

なお、認定調査員が、「実際に行われている介助が不適切」と考える場合には、

- ・ 独居や日中独居等による介護者不在のために適切な介助が提供されていない場合
- ・ 介護放棄、介護抵抗のために適切な介助が提供されていない場合
- ・ 介護者の心身の状態から介助が提供できない場合
- ・ 介護者による介助が、むしろ本人の自立を阻害しているような場合

など、対象者が不適切な状況に置かれていると認定調査員が判断する様々な状況が想定される。

◆特記事項の例◆

ベッド上での生活となっているが、耳の後ろなどあせもができており、不適切な状況にあると判断し、適切な介助の方法を選択する。寝たきりの生活で、上肢にも可動域制限があること、食事摂取などもすべて介助されていることから「3.全介助」を選択した。

(4) 異なった選択が生じやすい点

対象者の状況	誤った選択	正しい選択と留意点等
頭髪がなく、「整髪」を全く行っていない。入浴後に頭を拭く介助は全介助にて行われている。	「1.介助されていない」	「3.全介助」を選択する。 頭髪がない場合は、入浴後に頭部をタオル等で拭く介助や、ベッド上で、頭を拭く行為などで代替して評価する